

[論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策]

ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

認証ADRによる和解の実効性を確保するため、どのような方策を講じるべきか。

- ・ 和解の実効性を確保するための方策に関し、ヒアリングにおいて、①原則当日履行とし、後に履行の問題を残さない、②当事者からの申出によりセンターが履行勧告を行う、③当事者間で和解的な仲裁合意をし、和解的仲裁判断を行う、④即決和解を簡易に利用できるよう簡易裁判所と協定を締結する、家庭裁判所の即日調停と連携しているなどの工夫例が紹介された。また、⑤いわゆる業界型等、相手方が限定された認証ADRにおいては、そもそも不履行の問題はまず生じない、⑥履行されないことに関する不満が寄せられたことはないとの実情も紹介された。
- ・ また、ヒアリングにおいては、主として利用者等の動機付けや便宜の観点から執行力の付与を望む意見があり、日本ADR協会の提言もこの点に言及している一方で、執行力を一律に付与することになると、どのような紛争解決手続がそのセンターでなされているかを検証しないとかえって危険な場合もあり得るなどの消極意見もあった。
- ・ 執行力の付与については、従前から積極消極さまざま意見があるところであるが、この点も含めて、認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策について、どのように考えるか。

## 執行力について

### 1 用語の意義

- ア 執行力とは…債務名義に表示された給付請求権の強制執行による実現を求め得ること
- イ 強制執行とは…債務者が債務の履行をしない場合に、債権者が、国家の執行機関に頼んで、国家の手で、強制的に債権の実現をしてもらう制度ないしその下で行われる手続
- ウ 債務名義とは…裁判所などの国家機関が、執行の申立人に、その相手方とされる者との関係で一定の請求権があり、それに基づく執行が許される旨を公的に証明した文書。確定判決、執行証書、執行決定のある仲裁判断等がある。

### 2 執行力の必要性、問題となる場面

- ア AさんがBさんに100万円を貸したが、期限になってもBさんが返済しないため、認証ADRを利用したところ、Bさんが毎月10万円ずつ支払うという和解が成立した。Bさんは、最初の3か月は10万円ずつ支払ったものの、4か月目からは返済をしない。  
→認証ADRにおける和解には執行力がないため、Aさんが強制執行をするには別途民事訴訟や調停等を利用して債務名義を取得する必要。
- イ このように、合意から履行までに一定の期間を設定する事例や、離婚に伴う養育費等、履行が継続的に行われる事例で執行力の有無が問題。

### 3 現行の主な債務名義

- ア 確定判決／仮執行宣言付終局判決
- イ 確定執行決定のある仲裁判断
- ウ 調停調書、和解調書
- エ 公正証書（執行証書）
- オ 仮執行宣言付支払督促

←いずれも司法機関（公正証書における公証人を含む）の関与

## 4 従前の議論の概要

### ア 積極意見

- ・ ADR 手続において成立した和解の実効性を確保する必要。
- ・ 裁判手続との代替性が高まる。
- ・ 執行力の手当がなければ民間 ADR の活性化は期待できない。
- ・ 即決和解などの代替手段はあるが、ADR 和解のほとんどは履行されるであろうから、無駄なことを当事者に要求することになる。
- ・ 弊害が生じやすいと考えられる消費者関係、労働関係の合意は外して、それ以外の合意についてのみ執行力付与の問題を考えるという解決策も採り得る。

### イ 消極意見

- ・ ADR 和解が不適切に利用される危険性。
- ・ 民事上の和解に過ぎない ADR 和解に執行力が認められる理論的根拠が不明確。
- ・ 即決和解、執行証書などの代替的手段の活用・改善で対応可能。
- ・ 執行力というある種の武器を背後に抱えて話し合いをするというのでは自由な話合いの雰囲気失われる。また、執行力があることにより、逆に話し合いに入ってこないことも考えられる。
- ・ 一度債務名義が作られると影響が大きく、執行できないという問題も間接生じることから、導入するのであれば法律家がきちっと見ていないといけないということになり、事実上、常に弁護士が関与をしていなければならないという法制になる可能性が高く、コスト高になる。
- ・ 高コスト故に導入しない認証 ADR も出てくると思われ、差別化が起こるのではないか。

### ウ 司法制度改革推進本部の ADR 検討会（以下「旧検討会」という。）

では、ADR 法の立案検討段階において、①対象となる権利を金銭の支払に限定する、②ADR 内の手続について少なくとも 1 人は弁護士であることを必要とする、③執行受諾文言を記載する、あるいは、和解の内容につき読み聞かせをして両当事者に署名捺印させる、④裁判所の執行決定とのダブル・チェックを行うなどの限定的で慎重な手続を経ることを念頭において説明会等において幅広い意見を募った結果、消極意見が多かったことなどから、将来の課題とされた。